

新旧対照表

浦安観光コンベンション協会補助金交付要綱（平成7年告示第125号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>（補助金の額） 第3条 補助金の額は、<u>22,500,000円</u>以内で市長が適当と認める額とする。</p> <p>第7号様式（第9条第2項）</p> <div data-bbox="203 544 878 1217" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>第7号様式（第9条第2項）</p><p style="text-align: center;">浦安観光コンベンション協会補助金概算払精算書</p><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p>（宛先）浦安市長</p><p style="text-align: right;">住所 一般社団法人浦安観光コンベンション協会 会長</p><p>年 月 日付け第 号をもって額の確定があった 年度浦安観光コンベンション協会補助金について、浦安観光コンベンション協会補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり清算します。</p><table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">1 概算交付額</td><td style="width: 50%;">円</td></tr><tr><td>2 交付確定額</td><td>円</td></tr><tr><td>3 精 算 額</td><td>円</td></tr></table></div> <p>附 則 <u>この告示は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	1 概算交付額	円	2 交付確定額	円	3 精 算 額	円	<p>（補助金の額） 第3条 補助金の額は、<u>20,450,000円</u>以内で市長が適当と認める額とする。</p> <p>第7号様式（第9条第2項）</p> <div data-bbox="1178 544 1852 1217" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>第7号様式（第9条第2項）</p><p style="text-align: center;">浦安観光コンベンション協会補助金概算払精算書</p><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p>（宛先）浦安市長</p><p style="text-align: right;">住所 一般社団法人浦安観光コンベンション協会 会長</p><p>年 月 日付け第 号をもって額の確定があった 年度浦安観光コンベンション協会補助金について、浦安観光コンベンション協会補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり清算します。</p><table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">1 概算交付額</td><td style="width: 50%;">円</td></tr><tr><td>2 交付確定額</td><td>円</td></tr><tr><td>3 精 算 額</td><td>円</td></tr></table></div>	1 概算交付額	円	2 交付確定額	円	3 精 算 額	円
1 概算交付額	円												
2 交付確定額	円												
3 精 算 額	円												
1 概算交付額	円												
2 交付確定額	円												
3 精 算 額	円												